

小・中学校の通学区域について

• 就学指定校について

壬生町教育委員会では、通学時間・距離、学校の規模などを勘案して、あらかじめ小・中学校の通学区域を設定し、就学すべき学校を指定しています。詳細については、町教育委員会事務局 学校教育課 学校教育係までお問い合わせください。

• 就学指定校の変更について

個々の状況により、就学指定校の変更が認められる場合があります。(別紙)詳細については、町教育委員会事務局 学校教育課 学校教育係までお問い合わせください。

• 通学調整区域について

1 壬生小学校通学区域に住所がある児童の保護者は、壬生小学校通学区域全域が通学調整区域となっていますので、『藤井小学校就学届出書』を町教育委員会に提出することで、藤井小学校に通学させることができます。

なお、藤井小学校に就学を希望する場合は、事前に学校見学をお願いします。見学日時等は、直接、藤井小学校 (TEL0282-82-0102) にお問い合わせください。

2 虹の杜に住所がある児童の保護者は、「壬生北小学校」又は「安塚小学校」のいずれかに通学させることができます。

なお、保護者は、就学前に「就学届出書」を町教育委員会に提出することで、「壬生北小学校」又は「安塚小学校」のいずれかに通学させることができます。

3 羽生田小学校は、小規模特認校制度により保護者が町教育委員会に『小規模特認校就学申請書』を提出し許可を受けることで、町内全域から通学させることができます。

なお、羽生田小学校に就学を希望する場合は、事前に学校見学をお願いします。見学日時等は、直接、羽生田小学校 (TEL0282-82-1022) にお問い合わせください。

• 問い合わせ先

壬生町教育委員会事務局 学校教育課 学校教育係 TEL0282-81-1870

別紙 就学指定校の変更に係る要件

申請事由		申請に必要なもの	期間
(1)心身の障害等に関する理由			
1)	障害・病弱	医師の診断書	卒業まで
2)	特別支援学級入級	—	卒業まで
3)	日本語学級通級	—	卒業まで
(2)転居に関する理由			
1)	転居予定・一時転居	家屋の売買契約書の写しまたは アパート等の賃貸借契約書の写し	予定地に居住するまで
2)	小学生の町内転居	—	卒業まで
3)	中学生の町内転居	—	卒業まで
(3)家庭の事情に関する理由			
1)	小学生の保育関係 親族が預からざるを得ない場合	親族が預かる旨を証明するもの	卒業まで 申請は単年度毎
	小学生の保育関係 当該学校区の学童保育を 利用せざるを得ない場合	学童保育を利用していることを証明するもの (町が運営する学童保育の場合は不要)	
	小学生の保育関係 共働きで、勤務地により、 送迎が可能である場合	勤務地を証明するもの	
2)	兄弟姉妹関係 (兄姉が既に学区外を認められて いる場合、その弟妹について)	—	卒業まで
3)	その他の事情 ※金銭的トラブル(サラ金)・家庭不和 (離婚・DV・児童虐待)等	—	卒業まで
(4)地域の事情に関する理由			
1)	遠距離通学	—	卒業まで
2)	学区外に生活圈、自治会がある場合	—	卒業まで
(5)教育的理由			
1)	いじめ、不登校等	—	卒業まで
2)	部活動による中学校入学	部活動に関する申立書	卒業まで